

松山港外港地区の係留方針

愛媛県中予地方局建設部
(松山港港湾管理事務所)

1 目的

松山港外港地区内の岸壁等の係留施設（以下「係留施設」という。）の公平・公正かつ利便性の高い係留環境の確保を図るため、次のとおり船舶の係留期間に関する方針を定める。

2 係留期間

船舶が係留施設に係留できる期間は、次のとおりとする。

(1) 船舶の係留期間は、最大7日間とする。

(当初許可が5日間の場合、係留終了日の2日前に空きのある係留施設に限り、最大2日間の係留延長（係留終了日の繰下げ、以下同じ）を認める。）

(2) 係留期間のすべてが愛媛県の機関の年末年始の非営業日に当たる場合は、年末最終営業日の前日17時（又は係留終了日の2日前）時点で、係留申請（予約）がなく空いている係留施設に限り、更に最大3日間の係留延長を認める。

なお、係留開始日の繰上げ（前倒し）による係留延長は認めない。

(3) 国又は県による港湾工事等のため、別に認める場合は上記(1)(2)の限りでない。

3 その他

(1) 1日間とは「24時間」とする。（例：午前8時から翌日午前7時59分）

(2) 係留期間とは、1の船舶が係留施設を利用することができる期間をいう。（岸壁及び係船柱・係船環の変更を含む。）

(3) 1の船舶が別の係留(期間)とするためには、1日間を超えて松山港の港湾区域外に出なければならない。

附 則

(施行期日)

この方針は、令和6年12月10日から施行する。